

第 1 回会議議事録

期 日 平成 1 6 年 1 0 月 1 3 日 (木)
ところ 黒川村ロイヤル胎内パークホテル

中条町・黒川村合併協議会

○事務局（羽田野）

本日は、お忙しい中、中条町・黒川村合併協議会の第1回会議にご出席をいただき、まことにありがとうございました。

会議に先立ちまして、会長、副会長の選任についてご報告申し上げます。本協議会では、自治法の規程により、首長の協議により選任することとしておりますので、あらかじめ協議を行い、会長に熊倉中条町長さん、副会長に布川黒川村長さんを選任してございます。

それでは、会長からごあいさつを申し上げます。

○会長（熊倉）

皆さん、こんにちは。

本年は、秋に入りましてたびたびの台風というようなことであつたのでありますが、幸いにも我々の地域避けて、まあまあという年で稲刈りも終わった昨今でございます。やはり秋もようやく深まろうという時期でありまして、何かにと気ぜわしいと申しますか、そういう時期を迎えたところでありますが、かねてから皆様方といろいろ協議を進めてまいりました任意協議会も8月に一応終結をし、9月中にそれぞれ黒川、中条両町村においての議会で法定協への規約審議、これらを終えて、一度発足という手順に入ったわけでありまして、したがって、今回法定協として最初の会議を開くということでご案内さしあげたところでありますが、皆様多数ご出席賜りまして、この協議がスムーズに運べますこと、非常にありがたく思っているところであります。

ご承知のように今回の議案は、後ほど事務局長の方から説明してまいりますけれども、従前やってまいりましたものを法定協としてもう一度確認をするという事務が大部分であります。そういうようなこと等で、委員の方々も一部かわられた方はありますけれども、大部分の方々のご留任ということでもありますので、その辺のところひとつお含みおきいただきたいと思っております。

それでは、これから早速議事を進めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお祈りを申し上げます。

会議に入ります前に、本日の会議の公開についてお諮りいたします。

会議の傍聴の申し出について、事務局より報告願います。

○事務局（羽田野）

本日の会議の傍聴につきましては、一般傍聴人12名、報道関係3社から申し出を受けております。

以上でございます。

○会長（熊倉）

ただいま事務局より報告がありましたとおり傍聴の申し出がありましたので、本日の会議は公開とすることにしておりますが、お諮りをいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（熊倉）

ご異議なしと認めます。

それで、本日の会議は公開といたします。

○事務局（羽田野）

ありがとうございました。

協議会の規約の制定等につきましては、後ほどご報告させていただきますが、既に両町村の議会での議決をいただき、委員、会長、副会長の選任につきましても両町村の長によります協議を終了いたしておりますので、委員の皆様には、ただいまから委嘱状を交付させていただきたいと思っております。

会長、お願いいたします。

○会長（熊倉）

それでは、会長であります私の方から皆様へ委員のご委嘱を申し上げたいと存じます。

委嘱状につきましては、委員の皆様それぞれにお渡しすべきものでございますが、時間の関係から既にお手元に配付させていただいておりますことをお許しいただきたいと思います。委員の皆様には、これまで以上のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○事務局（羽田野）

ただいま、ご挨拶にもありましたように、本協議会の委員につきましては任意協議会の委員の皆様へ引き続きお願いすることとしております。お手元に配付させていただいております中条町・黒川村合併協議会委員名簿をごらんになっていただきたいと思います。

それでは、任意協議会からかわられた委員の方のご紹介をさせていただきます。お名前をお呼びさせていただきますので、よろしくごお願いいたします。

議会代表でございます中条町議会合併問題特別委員会副委員長の富樫誠様でございます。

○富樫委員

富樫です。よろしくごお願いいたします。

○事務局（羽田野）

同じく経済建設常任委員会委員長の諏訪松男様でございます。

○諏訪委員

諏訪です。どうぞよろしく。

○事務局（羽田野）

今ほどの委員名簿の下の方に幹事会、それから事務局のものも載せてございますので、よろしく後ほどごらんになっていただきたいと思います。

それでは、次第に従い進めさせていただきますが、その前に本日の資料を確認させていただきます。

まず初めに、第1回会議次第でございます。A4縦長のもの1枚、それから第1回会議議案書、A4判で59ページにつづりになってございます。それから、新市建設計画、これはA4縦長の49ページつづりのものでございます。それから、議案第5号別紙、条例・規則等の取扱い、協議会協議項目、これは

A 3 横長のものがございます。それから、議案第 6 号別紙、電算システムの取扱い、協議会協議項目、A 3 横長のものがございます。次に、資料、これは協議会組織図、それから A 3 横長の全体スケジュール案がございます。次に、合併協議会委員名簿、それと懇親会会場図、受け付け時にお渡ししているものがございます。以上でございます。

以上の資料がお手元に届いていると思いますが、ご確認をいただきたいと思います。もし足りない資料がありましたら、事務局の職員に申し出いただきたいと思います。

お手元に届いているようでございますので、それでは議事に移らせていただきます。

○議長（熊倉）

それでは、これから議事を進めさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

審議をいただきます前に、本日の会議の成立を確認いたします。

事務局より委員の出席について報告願います。

○事務局（羽田野）

ご報告させていただきます。

法定協議会におきましては、委員は会長、副会長と別であるとしておりますので、委員数は33名でございます。そのうち、本日出席の委員は32名、欠席の委員は1名であります。

以上でございます。

○議長（熊倉）

事務局より報告がありましたとおり、委員数33名のうち、出席をいただいている委員は32名であります。したがって、本日の会議は成立しております。

次に、議事に入ります前に、報告事項でございます。中条町・黒川村合併協議会規約についてから中条町・黒川村合併協議会事務局規程についてまで、一括事務局より説明願います。

○事務局（羽田野）

報告事項についてご説明申し上げます。

初めに、議案書 1 ページをごらんいただきたいと思います。報告第 1 号から報告第 8 号まで続けて説明させていただきます。

まず、報告第 1 号 中条町・黒川村合併協議会規約についてでございます。議案書 3 ページをごらん願います。本協議会の設立につきましては、議会の議決を要するものでありますことから、既に中条町は 9 月 7 日の臨時議会、黒川村は 9 月 17 日の定例議会に協議会規約を付して提案を行い、それぞれの議会で議決をいただき、9 月 17 日に告示しております。

規約の第 1 条では地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律により協議会を設置するものであること、第 2 条では名称を中条町・黒川村合併協議会とすること、第 3 条に協議会の任務を規定しております。

以降、各条につきましては任意協議会の規約を基本として定めさせていただいておりますが、本日は

報告いたします事項やご協議いただきます議案が多くございますことから、本協議会の規約につきましては主な部分につきましてご説明させていただきます。

第6条、会長及び副会長でございますが、本協議会では自治法の規定により、首長の協議により選任することとしております。

4ページをごらん願います。第12条には小委員会を必要に応じて設置できることと第13条に幹事会、専門部会及び分科会を置くことについて定めております。

監査につきましては、法定の協議会でありますことから、第17条に両町村の代表監査委員に委嘱して行うと規定いたしております。

次に、報告第2号 中条町・黒川村合併協議会監査委員についてでございますが、議案書7ページをごらん願います。ただいま規約についてご報告申し上げましたが、監査委員につきましては中条町代表監査委員、水戸部邦夫様、黒川村代表監査委員、布川健三様にお願ひし、お引き受けいただいておりますことをご報告申し上げます。

次に、議案書9ページをごらん願います。報告第3号 中条町・黒川村合併協議会幹事会規程でございます。幹事会につきましては、中条町・黒川村合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、平成16年9月17日に専決いたしましたので、ご報告するものでございます。

内容につきましては、任意協議会の幹事会規程と同様に、協議会に提案する事項に関する事、専門部会の活動の進行管理に関する事を所掌事務といたしております。

次に、議案書11ページをお開き願います。報告第4号 中条町・黒川村合併協議会専門部会規程でございます。

続きまして、13ページ、報告第5号 中条町・黒川村合併協議会分科会規程でございます。

続きまして、15ページ、報告第6号 中条町・黒川村合併協議会財務規程でございます。

続きまして、17ページ、報告第7号 中条町・黒川村合併協議会委員等の報償費及び費用弁償に関する規程でございます。

続きまして、19ページ、報告第8号 中条町・黒川村合併協議会事務局規程の専決案件を載せてございます。

これらにつきましては、協議会規約に基づき、任意協議会と同様の趣旨で作成いたしまして、平成16年9月17日に専決いたしました内容のものでございます。

以上、ご報告させていただきます。

○議長（熊倉）

ただいまの報告事項について、何かご質問等ございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

それでは、格別ご質問等もないようでございますので、ただいまの報告事項につきましては原案のと

おりとさせていただきます。

それでは次に、議事に入らせていただきます。

まず、承認第1号 中条町・黒川村合併協議会会議運営規程についてと承認第2号 中条町・黒川村合併協議会傍聴規程について、事務局より説明願います。

○事務局（羽田野）

それでは、承認第1号と承認第2号を説明させていただきます。

この2件とも規約上、会長が協議会に諮って決定するという内容になっておりますので、今回協議をお願いするものでございます。

初めに、議案書23ページをごらん願います。承認第1号 中条町・黒川村合併協議会会議運営規程についてご説明いたします。中条町・黒川村合併協議会規約第10条第3項の規定により、別紙の内容で承認をいただきたいというものでございます。

25ページの別紙をごらん願います。まず、第2条に基本方針としまして、会議は原則として公開することをうたっております。ただし、出席委員の半数以上の同意を得た場合は公開しないこともできるとしております。

第3条、議長の責務、第4条、会議の開閉がでございます。

第6条は、議事の進行についてでございます。

第8条では、会議の議事は全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、十分な議論を尽くした上で、全会一致とすることができない場合は、出席委員の過半数をもって議事を進めるものとしてあります。

会議録等の公開が第9条で、あとは委任という内容でございます。

次に、議案書27ページをごらん願います。承認第2号 中条町・黒川村合併協議会傍聴規程についてご説明いたします。

議案書29ページの別紙をごらん願います。これにつきましては、議会傍聴の規定等を準用した形で、内容はそれに準じているということで、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（熊倉）

ただいまの承認第1号、承認第2号について、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご質問ないようですので、承認第1号、承認第2号については原案のとおり承認してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ありがとうございました。

それでは、承認第1号、承認第2号につきましては原案のとおり承認いただきました。

承認第3号 平成16年度中条町・黒川村合併協議会事業計画についてと承認第4号 平成16年度中条町・黒川村合併協議会予算について、事務局より説明願います。

○事務局（久保田）

では、議案書33ページをごらんください。平成16年度中条町・黒川村合併協議会事業計画についての承認を求めるものでございます。

35ページをごらんください。中条町、黒川村の合併について調整、検討するため、次の事業を行います。1、協議会会議の開催でございます。大変申しわけございませんが、訂正をお願いいたします。第2回の10月25日の協議会でございますが、日程調整がつかないため、取りやめといたします。3回目、11月12日を2回目の会議とし、今年度は5回の協議会を計画とします。また、6回目以降につきましては、必要に応じて開催することといたします。開催文書につきましては、開催日が近づきましたら案内文を送付いたしたいと思っておりますので、何かと変更がかさみ、大変ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

2、委員勉強会の開催につきましては、協議会会議開催前に計画させていただきたいと思っております。

3、合併協定書の策定、4、新市建設計画の策定、5、協議会だよりの発行を今年度計画しております。

また、必要事項があれば事業を行っていきたいと思っております。事業計画につきましては、以上でございます。

続きまして、37ページをごらんください。平成16年度中条町・黒川村合併協議会予算について承認を求めるものでございます。

では、39ページをごらんください。歳入歳出予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,300万1,000円を計上しております。

説明につきましては、40ページの第1表、歳入歳出予算、歳入からご説明させていただきます。1、歳入、1款負担金、1項負担金、1節負担金1,300万円、内訳は構成町村負担金でございます。合併準備補助金として国庫補助金が500万、両町村で1,000万円が負担金の中に含まれております。残り300万円につきましては、3分の1は均等割、3分の2については人口割となっております。

4款諸収入、1項諸収入、1節雑入1,000円、これは預金利子等でございます。

合計で歳入合計1,300万1,000円となっております。

続きまして、2、歳出でございます。1款運営費618万5,000円でございます。内訳を申し上げますと、1項会議費236万円、8節報償費146万円、これは協議会委員等報償費でございます。1人5,700円、32名分でございます。協議会、委員勉強会、検討会8回分を計上しております。9節旅費41万円、協議会委員等の費用弁償でございます。報償費と同じく8回分を計上しております。11節需用費29万円、これ

は印刷製本費20万円、これは会議録印刷代でございます。食糧費等9万円、会議におきますお茶等でございます。12節役務費5万円、これは通信運搬費、協議会委員等への郵便料、切手代等でございます。14節使用料及び賃借料15万円でございます。これが協議会の会場を確保できない場合の会場使用料等が10万円、会議用のテーブル等の白布借上料が5万円を計上しております。

41ページをごらんください。2項事務費、4節共済費10万円、これは協議会事務局で雇用しております事務補助員の社会保険料等でございます。7節賃金110万4,000円、事務補助員の賃金でございます。9節旅費5万円、事務局職員の旅費でございます。11節需用費163万円、内訳は消耗品費70万円、協議会におきます事務用品、資料等紙代等でございます。印刷製本費30万円、封筒等ほか印刷等でございます。修繕費63万円、これはコピーパフォーマンス料でございます。12節役務費53万5,000円、通信運搬費20万3,000円、これは電話代、郵便料等でございます。それから、手数料14万円、これは支払いに対しましての口座振替手数料でございます。その他保険料として19万2,000円、協議会委員の障害保険料等でございます。14節使用料及び賃借料40万6,000円、これはコピー、パソコン等の使用料等でございます。

2款事業費664万円でございます。内訳を申し上げますと、1項事業費、8節報償費29万円、これは新市名称記念品代等でございます。11節需用費325万円、印刷製本費でございます。協議会だより等印刷代が125万円、その他印刷として200万円、内訳を申し上げますと新市建設計画、合併協定書、行政制度調整のまとめ等の印刷等を考えておるものでございます。12節役務費、通信運搬費、切手代等でございます。13節委託料300万円でございます。これは、条例整備調査委託料でございます。これは、中条町、黒川村の現在までに行われております行政制度調整に基づき、条例、規則、要綱等を新市に必要な例規集に整備する業務を委託するものでございます。

3款予備費17万6,000円でございます。

以上、歳出合計で1,300万1,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（熊倉）

ただいま承認第3号並びに承認第4号について説明ありましたが、何かご質問等ございませうか。

はい、どうぞ。

○片野委員

日程の件でございますが、再度確認ですので、ここに35ページに書かれています第2回目を削除して、第3回目を2回目というふうにならずと順次繰り上げて行って、第7回目となっているのを第6回目以降については、必要に応じて開催するというふうなことでよろしゅうございませうか。

○議長（熊倉）

事務局。

○事務局（羽田野）

そういうふうにご理解していただきたいと思いますが、ただ今後の中で協議の状況によりまして、ま

た皆様方にお諮りをいたしまして、開催をするというものについて考えていきたいと思っておりますので、よろしくお祈りをいたします。

○議長（熊倉）

ほかに、よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

格別ご質問もないようでございますので、承認第3号と承認第4号につきましては原案のとおり承認したいと思っておりますが、いかがでございましょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議なしと認めます。

よって、今の承認第3号と承認第4号につきましては原案のとおり承認されました。

次に、承認第5号 行政制度調整方針についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○事務局（榎本）

それでは、議案書43ページからとなります。お開きいただきたいと思います。承認第5号、中条町、黒川村の合併の協議に関する行政制度調整方針について、別紙のとおり承認を求めるところでございます。

それでは、ご説明申し上げます。この方針につきましては、両町村の各種事務事業の調整を行う上で基本となります考え方につきまして定めているものであります。

44ページをごらんいただきますと、1では調整の基本的考え方としまして、
、一体性確保の原則、
、住民福祉向上の原則、
、負担公平の原則、
、健全な財政運営の原則、
、行政改革推進の原則、
、適正規模準拠の原則と六つの原則を記載しており、これを総合的に勘案いたしまして、調整を行うこととしております。

また、45ページの2の方では調整方針の基本的区分として、調整方針の基本となる九つの調整方法を記載しております。この内容につきましては、1月28日、第2回任意協議会におきましてご説明を申し上げて提案し、同日ご承認をいただいているところであり、その後の協議会におきましては、この調整方針の基本的考え方に基づきまして、専門部会、幹事会において事務事業の調整案を作成し、これまで438項目について皆様から確認をいただいているものであります。この法定協議会の場におきましても、任意協議会同様の調整方針の基本的考え方に基づきまして、今後これから任意協議会で既にご確認をいただいております438項目の調整方針案、また現段階において未提案であります調整項目予定数、7項目でございますけれども、調整案をご提案申し上げます、ご確認をいただくというものでございます。

以上の説明であります。承認第5号 行政制度方針につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（熊倉）

それでは続きまして、承認第5号 行政制度調整方針について、今事務局から説明あったところではありますが、既にこの項目等については今まで任意協議会の場においていろいろとご審議いただいていたものについての考え方が述べられているところでもあります。したがって、ご異存はなかろうと思えますけれども、なお念のためご意見なりご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご質問もないようでございますので、承認第5号は原案のとおり承認してよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの承認第5号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第1号 合併の方式について、議案第2号 合併の期日については基本項目でございますので、事務局より説明願います。

○事務局（羽田野）

議案第1号 合併の方式についてご説明いたします。

議案書47ページをごらん願います。合併の方式につきましては、北蒲原郡中条町、黒川村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設対等合併とするというものであります。なお、この表現方法ですが、任意協議会の際は単に合併の方式は新設対等合併とするという協議結果になっておりました。内容的には変わらないのですが、今後この協議結果に基づきまして作成される協定書を想定しまして、協定書の表現に沿った内容に文言を若干かえてございます。

続きまして、議案書49ページをごらん願います。議案第2号 合併の期日についてであります。合併の期日につきましては、合併の期日は平成17年9月1日とするものであります。これにつきましても任意協議会の際は、ただし、現行合併特例法の改正がなされない場合は再度協議するというただし書きがつけ加えられておりましたが、本年5月に現行合併特例法の改正により経過措置が設けられ、平成17年3月31日までに両町村が議会の議決を得て県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したもののについて、現行の合併特例法の措置が適用されることを受けまして、この部分を削除いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（熊倉）

ただいま事務局から説明がありました議案第1号と議案第2号につきまして、ご意見なりご質問等ご

ございましたらご発言いただきたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご質問もないようでございますので、議案第1号と議案第2号は原案のとおり確認いただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、ただいまの議案第1号と議案第2号は原案のとおり確認いただきました。

本来ですと、ここで議会だと議決という言葉を使っているのですが、何かいろいろ聞いてみると、いろいろ合併の場合に議決行為を確認という言葉を使っているようでありますので、そういうことでひとつご理解をいただきたいと思います。

続きまして、議案第3号 新市の名称について議題といたします。

事務局より説明を願います。

○事務局（羽田野）

議案第3号 新市の名称についてご説明申し上げます。

議案書51ページをごらん願います。新市の名称につきましては、任意協議会の第2回会議で新市の名称は公募とすることを確認し、第4回会議で募集要項、候補選定基準並びに選定方法を定め、4月15日から5月17日まで、約1カ月間公募を実施いたしました。専用の応募はがきを全戸配布したほか、インターネットやファクスによるものを合わせて1,515件の応募をいただきました。この応募されたものの中から候補選定基準、選定方法に基づき、応募上位5点、胎内市、中条市、櫛形市、たいない市、鳥坂市を新市名称候補とし、この中から協議会で決定することが確認されております。したがって、議案は白紙としてございますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（熊倉）

ただいま事務局よりこの案件について説明がありました。

合併の場合の基本項目というのがありますが、そのうちまだいろいろと協議が整っていないものとして、この新市の名称がありました。これらについていろいろご意見等あろうかと思いますが、ご発言いただければというふうに思います。

はい。

○渡辺委員

この新市の名称につきましては、先ほど事務局長からお話があったわけでございますが、任意協議会でも公募を中心として委員の皆さんで相当議論もされてきましたし、また先般の勉強会の中でもある程

度腹案的な形に基づいて議論をしてきたところでありまして、もうこの辺で事務局あるいは会長の方から、この新市の名称について過去の経緯も含めて、もしできればある程度のお考えがございましたらお聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（熊倉）

ただいま渡辺委員の方から、事務局なり会長なり、何か腹案でもあったらというふうなことでありますが、いかがでございますか。

この決め方という中に、さっきいろいろ審議した中に満場一致というのが原則であって、やむを得ないときは表決も仕方ないみたいなことになっているわけでありまして、できれば満場一致でいきたいなというふうにまず私も願っているところではありますが、今までそれなりにいろいろ議論されてきておりますので、それらの雰囲気等を考えて、提示をしていいということであれば、提示をさせていただきますが、よろしゅうございますか。

はい。

○齋藤委員

ちょっとお伺いしますけれども、ではこのたびこのところで最終決定でございますか。

○議長（熊倉）

それについては、前にもいろいろ進めてきておりますように、今一応提案をして、確認というのはこの次の協議会において確認という、同じことなのですけれども、一つここで協議会としては全会一致でこういうふうに決めたと。しかし、従来一発で決めたとということではなくて、きょう一応勉強会という形で全員がそろった名前を承認して、もう一度よく協議をし合って、この次の段階で確認をするという、全体の合意を得たという形にきょうはさせてほしいと。私の一身上のいろいろ問題もありまして、なかなかきょうここでやっていったというようなことになるのも何かちょっとありますから、その辺ご理解いただきたいと思います。いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

それでは、ご異議ないようでございますので、私の方から一応名前については胎内市ということでやっていきたいと。ただ、その考え方等についていろいろ事務局とも考え、資料もつくってありますので、それを一応皆様方に配付し、説明を求めます。

では、事務局、配付してください。

5分間ほど黙読をしてみてください。

○事務局（羽田野）

皆様方のところに行き届いたでしょうか。もし行っていない方がございましたら、お手を挙げていただきたいと思えます。

○議長（熊倉）

それでは、大体黙読もいただいたと思いますが、何かそれについてのご意見、あるいはまたその趣旨についてご質問等ございましたらお聞かせをいただきたいと思いますというふうに思います。

はい、どうぞ。

○鈴木委員

ただいまの発表について、前向きに賛意を表したいと思います。といたしますのは、議案の第1号 合併の方式のところであるごとく、中条町、黒川村を廃し、その区域をもって新しい市を建設するというようなことで掲げられております。これは、従来の名を否定するものではないとは思いますが、そういった考えからいきましても、やはりそれぞれの立場で新しい形の中で、立派にそれぞれの力をもって新市を立ち上げていくという形からいきますと、応募の多数、それから候補者選定基準等々を考えましても妥当な線ではないかと前向きに賛意を表します。やはり五つの候補名というようなのは、歯どめとして上げたにすぎないのかなという気がするわけです。例えば1位になったとしても、すぐわかない名前のようなものが出た場合はそれを阻害すると、阻止するというような形で五つの選定基準というような形の中で候補名が出てきたのでないのかなという気がいたします。そんなことを考えますと、やはり選定基準の1番から8番にわたって、それぞれの立場を鮮明にこれらは該当する市名でないかなというような気がいたします。だから、これを目標にしながら、それぞれ中条町さん、黒川さん、それぞれ信頼感を持って新しいまちづくりについて邁進していただきたいなと、かように考えます。

以上でございます。

○議長（熊倉）

どうもありがとうございました。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

それでは、こういうことで本日の合意を得たということにいたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないので、そういうことに決めさせていただきます。

それでは、基本項目の次になりますが、議案第4号 事務所の位置について、これを事務局から説明願います。

○事務局（羽田野）

議案第4号 事務所の位置について提案するものであります。

議案書53ページをごらん願います。事務所の位置につきましては、新市の事務所の位置は中条町役場とする。なお、黒川村役場は支所とするというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊倉）

ただいまの説明に対して、何かご質疑ございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

格別ないようでございますので、議案第4号は原案のとおり確認いただいたことといたします。

次に、議案第5号 条例・規則等の取扱いについて議題といたします。

事務局より説明を願います。

○中条町 野沢総務課長

それでは、議案第5号 条例・規則等の取扱いについて説明いたします。

1ページをごらんいただきたいと思います。中条町、黒川村のところに別紙のとおりと、こういうふうになっておりますけれども、ちょっと別紙がついていないようであります。しかし、新市に必要な条例、そして規則、規定、要綱等約890と今、予定しているところであります。ここにはついていないのですけれども、それらについて新市の例規に適正、的確に反映させなければならないわけでありまして、調整方針、そこに書いてあるとおり、条例、規則等の取り扱いについては合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整方針の内容に基づき、次の区分により調整する、こういうことで三つの区分に分けております。 としましては、合併時に市長職務執行者の専決処分により即時制定、施行するもの、

が合併後において暫定的に施行するもの、 として、合併後において逐次制定し、施行するものと、これが大きな調整方針でありまして、ではしからば具体的にもう少しどうなのだということとなりますと、2ページの方をごらんいただきたいというふうに思います。

2ページの参考資料の適用の方でございますけれども、では専決処分とはどういうことか。これは、1として、合併と同時に市長職務執行者が市制施行のため必要な専決処分を即時執行させると、こういうことでありまして、条例関係では 番の法定に定められるもの、市制施行上空白期間の許されないもの、以下 番の事務事業に関するもので両町村の同様な制度を統合して施行するもの、こういうものが考えられますし、あと規則、規定、要綱等につきましても新市設置と同時に必要な規則、規定等を施行と、こういうことであります。

あと、暫定施行とはどういうものか。これにつきましては、2としてございますけれども、従来特定町村に施行されていた条例、規則で当分の間当該地域に引き続き施行させるものと、こういうことでありまして、 から まで記載されてございます。

3番として、上記1及び2に該当しない条例等が逐次制定と、こういうことでありまして、それは合併時に施行しないが、新市長の政策的判断等により逐次制定し、施行する条例、規則、あと として、議会の提出権に係る条例、規則関係であります。

あと、いま一つ、では市長職務執行者とはどういうことなのか、こういうことでもありますけれども、

それは左の方の関係法令のところに記載されております。ちょっと説明をいたしますけれども、普通地方公共団体の設置があった場合においては、これは新市の設置ということでありまして、従来当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たるもの、これは中条町と黒川村ということであります。その協議により定めた者が当該地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。言い換えれば、中条町と黒川の長の協議によって、どちらかが市長職務執行者になると、こういうこととなります。

あと、いま一つ、専決処分でありますけれども、そこに自治法の179条を記載されております。要は普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる、という規定でありますし、以下暫定施行につきましてもその趣旨についてそこに掲載されておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で説明終わります。

○議長（熊倉）

ただいま事務局から説明がありました議案第5号につきまして、ご質問等ございましたらお願ひをいたします。

この案件につきましては、今回は提案説明でありまして、次回に協議をいただく案件でございますので、ご質問が別になければ次に進ませていただきますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

そういうことで処理させていただきます。

続きまして、議案第6号 電算システムの取扱いについて議題といたします。

これもやはり今回提案説明をし、次回に協議をするという案件であります。

事務局の説明をお願いします。

○中条町 熊倉参事

それでは続きまして、議案第6号 電算システムの取扱いについて説明いたします。

1ページをお願いしたいと思います。まず、今現在のシステムの運用管理体系でありますけれども、中条町は自己管理であります。黒川村は自己、そして一部委託と、こういう管理体系でありますけれども、調整方針は合併時に中条町の例により統一する。要は自己管理をしたいとするものであります。あと、システムの内容及びメーカーでありますけれども、業務のシステム名については以下ずらっと書いてある。住民記録システムから初めずっとそこに記載されておりますし、下の方には黒川さんは業者名がBSNアイネット、システム・クリエイト、中条の方は2ページにありますけれども、日立製作所が主なものであります。

このシステムの基本的な調整方針は、住民サービスの低下を招かないよう、電算システムの統一を図り、合併時に稼働できるよう調整するものとする、ということでありまして、これについても三つ

ほど大きな方針を掲げてございます。まず一つは、合併時に中条町のシステムに統合する。これはどういうことかといいますと、統合に係る負荷、それからコストの面から、中条町の既存システムを拡張し、活用したいとするものでありまして、住民記録システム以下、ずっとここに2ページまで続きますけれども、52のシステムについて中条町のシステムに統合したいとするものでありまして、次、2ページをはぐってもらいますと、同じようなことで真ん中ごろに合併時までには調整し、統合すると、こういうことがございます。このシステムが12システムあると思いますけれども、これは新たに仕様の調整が必要なものでありまして、例えば戸籍システムについては、現在協議中でありまして、黒川村のシステムにするのか、あるいはまた新しいシステムにするのか、協議中でありまして、いずれにしても合併時までには調整し、統合したいとするものでありまして、最後の方は、現行どおりとする。この現行どおりということは、一方の町村のみシステム化しているもので、統合が不要なものはそのまま新市に引き継ぐと、こういうことでありまして、システムの数には17システム、こういうシステム名になってございます。

以上で説明を終わります。

○議長（熊倉）

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いをします。

さっき申しますように、またよく目を通していただきまして、次回に協議会でお願いをしたいと思っております。よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

それでは続きまして、議案第7号 新市建設計画について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（小野）

議案書最後のページ、59ページということになります。議案第7号は、新市建設計画をお示しするものでございます。

議案とは別に皆様にお配りしております新市建設計画案、こちらの方をごらんいただきたいと思います。ご存じのとおり新市建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法でございますけれども、この5条により協議会が作成するもので、市町村の合併に際し、関係市町村の住民や議会に対しまして将来に対するビジョンをお示しするとともに、合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものでございます。この計画が基礎となって、さまざまな財政措置が講じられることになっております。内容につきましては、前段の構想にかかわる部分につきまして、既に7月に実施しました両町村での説明会までに任意協議会の方で確認をいただいておりますし、施策にかかわる部分につきましてもご審議いただいております。ここでは計画の構成について簡単にご案内をいたしまして、改めて提案という形にさせていただきたいと思います。

それでは、計画の方をごらんいただきたいと思いますが、目次をごらんいただいたとおり、計画は全10章立てで49ページから成っております。

初めに、1ページに序論、第1章でございます。計画策定方針と合併議論に至った背景を掲載しております。策定に当たりましては、両町村の速やかな一体化を促進し、魅力ある地域づくりと福祉の向上をその趣旨といたしまして、計画期間を合併特例債事業、この実施に合わせまして平成17年度とそれに続く10年間といたしております。

5ページ、第2章、地域の概況といたしまして、こちらは歴史や自然に恵まれた地域の魅力を7ページまで紹介しております。

11ページ、第3章、主要指標の見通しにおきましては、本計画の指針となります人口ですとか、それから世帯数、これを推計いたしまして、人口と構成世帯数の減少であるとか、それから逆に高齢化率の上昇などを予測して掲載しております。本年1月から2月にかけて実施しましたアンケートの結果を集計、分析しております。なお、構想時にお示ししましたグラフ等については、ここでは割愛をさせていただいておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

15ページ、第5章、これまでの地域づくりに触れております。両町村の総合計画の実施状況等の中で特筆すべき事項について、その成果と課題を抜き出して掲載しております。

19ページ、第6章からは新市建設の基本的理念を掲載いたしました。ここでは、まちづくりの基本方針で水と緑の自然共生型まちづくりを導き出し、将来像、これは皆様といろいろと任意協の中でお話をさせていただきました。「自然が生きる、人が輝く、交流のまち」、こちらの将来像も導かれておりますし、新市の建設の目標、地域別の整備計画等をこの章で掲載しております。この第6章までは、建設計画の前段として作成しました新市将来構想を要約して、こちらの方に引用しているという形になっております。

ずっといきまして、今度は29ページ、第7章でいよいよ核心部分であります具体的なまちづくりの方向性について、主要な施策であるとか、それから事業の方を掲載してお示ししております。続く第8章の県事業とともに、こちらでは四つの目標、それから16の施策方向に区分しまして、29ページからずっといきまして、県事業があります第8章は43ページということになりますけれども、こちらの各ページに囲った部分で主要な事業を掲載しておりますので、こちらの方はお読み取りいただきたいというふうに思います。

そして、45ページ、第9章でございますが、こちらは公共施設の配置、整備を、まためくりますと47ページ、第10章が行政制度調整や新市事業を考慮いたしまして策定いたしました新市の財政計画とこちらとなっております。財政計画につきましても、こちら表、49ページごらんいただいでわかるように、本計画期間と合わせまして合併年度とそれに続く10年間ということで、平成27年度までシミュレーションを行っております。

この新市建設計画は、これまでの協議でほぼ施策、事業が固まっていますことと今後のスケジュール

を考慮いたしまして、今回提案した計画案をもちまして、県との事前協議を進めさせていただきたいというふうに思います。県の意見を、色々こちらから事業であるとか内容、計画の内容いかがでしょうかということで県の方へ投げかけて、県のまた意見の戻り、そちらの意見を反映することによりまして、若干の修正が考えられますけれども、修正箇所につきましては改めて協議会の方にお示しし、本協議に入る時点で再度こちらの方ご確認をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、新市建設計画についての説明とさせていただきます。

○議長（熊倉）

ただいま事務局から新市の建設計画について説明がありました。

これもよく持ち帰っていただいて、研究いただきながら、次回で確認をいただくという事項でございますが、今ここで概要等についてご質問等ございましたらお願いをいたしたいと思っております。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

それでは、ご質問もないようでございますので、今回は提案説明とし、県との協議が終了次第、協議会で確認をいただくということに取り計らわせていただきます。

次に、今後のスケジュールについて事務局より説明願います。

○事務局（羽田野）

それでは、ご説明申し上げたいと思っております。

資料つづりでございます。そちらの方のA3横にした全体スケジュール案という表がございます。そちらをごらんになっていただきたいと思っております。この表でございますが、上の方から議会のスケジュールがございます。16年度末の3月定例会に廃置分合議決というもの、目標でございます。それを入れてございます。

その下の方に関係事項ということで、来年の6月には県議会議決、7月に大臣告示としてございます。

その下の方に研究会、協議会ということで表で出しております。

それから、その次の下の方の協議会、研修会等の開催についてでございますが、先ほど日程の関係で10月に予定してございました、回数の中で6回としてございますけれども、2回について変更ということでございますので、まだこちらの表は直してございません。また直したものを勉強会等で配付させていただきたいと思っております。

それからあと、各項目の中で基本事項、新市名、それから行政制度調整、この行政制度調整につきましては任意協議会から法定協まで一括してお示ししてございます。制度調整につきましては、今後の日程の中では3回ぐらいの中でお話しして、皆様方のところでご確認をいただきたいというように考えてございます。それをまとめますものが協定書ということでございますが、その案につきましては12月からご提案を申し上げたいというふうに考えてございます。建設計画につきましては、今ほど説明がござ

いましたが、県と事前協議、そのご回答がございまして、修正をして、本協議ということでございますが、予定といたしましては12月には本協議の返事もいただきたいというふうに計画してございます。

一番下の方に移行準備がございまして、移行の準備には時間が要するというところでございます。色々とこれから移行に伴う準備を検討していかなければならないということでございます。先ほどの電算関係もございまして、そういうことで、来年の9月1日を目標に想定をしましてスケジュール表でございまして、

以上、スケジュールの説明を終わらせていただきます。

○議長（熊倉）

何かご質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ないようでございますので、今後のスケジュールの説明については終わります。

次期の協議会について、これは今。

○事務局（羽田野）

次回協議会について、先ほどスケジュール案の次のページ、A4判のところ、次回協議会についてということ添付してございます。ごらんになっていただきたいと思います。

先ほどの計画の中で、25日を中止にしまして、11月12日予定したいということでございます。場所につきましては、会場につきましては中条町の文化会館多目的ホールということで大変申しわけございません。私の方、ちょっと訂正させていただきます。場所につきましては、当ロイヤル胎内パークホテルを予定してございます。よろしく願いをいたします。提出予定議案でございますけれども、協議項目、各種行政制度及び事務事業の調整について、それから今回の継続協議案件についてと、その他ということをご予定してございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（熊倉）

次回の協議会についての今の説明でこれよろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

○相馬委員

事務局の方をお願いという形になるかと思っておりますけれども、この次のとき新市の名称についての承認という形がとられるというふうに理解しておったのですが、住民の人たちにすれば一番関心の深い事柄でございますので、今ほどのご提案の中で私たちは流れの中で市名、新市の決定ということについて十分理解できるわけですが、これについてやっぱり全黒川、中条の町民にこういう理由で新市名の決定を見たということを知りやすく説明した文書というのをつける必要があるのではないかと思うのです。そうしないと、色々な形でいきさつなどから憶測が生じたりするおそれもあるかと思っておりますので、そうした点を勘案して、決定に至った理由と申しますか、そういったものを明確に示していただけると

ありがたいのですけれども、それはいかがなものでしょうか。

○議長（熊倉）

事務局。

○事務局（羽田野）

きょうの結果につきましては、やはり住民の方々が非常に関心のあることですので、今相馬委員さんの方からご指摘のありましたとおり、私どももこの説明につきましてきちんとした形で住民の方々にお示しできるような形で、これは協議会だよりをやはり次回の協議会までに住民の方々に伝わるような形で編集をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○相馬委員

この前の胎内を上げた理由、上げた方の理由を見ますと、読んでいくとどうしてもかつて胎内ホテルがどうかかなんとかという形で親しまれているからというような趣旨のあれで胎内と上げられた理由があったかと思うのですけれども、そういう形になってきますとどの名称についても、これは黒川も親しまれているし、中条も親しまれているというような色々な理由が出てくるおそれをちょっと感じたものですから、名前を設定された理由とは別個に、私たちが胎内を選んだ理由といたしますか、そういうものをやっぱり明確にしておく必要があるのではないかなというような気がして勝手なことを申し上げたのですけれども、その趣旨をご理解いただければありがたいと思います。

○議長（熊倉）

よくわかりました。

それで、そういうこともあろうと思っておりますので、それであらかじめ皆様方に黙読してもらったと、そういう表現の中でそれをある程度抜粋して、全町民に流そうということ、ただここに討議したばかりだと、殊さらやっぱり一人一人の思い出が違ってくると思っておりますので、今そこに私の大きい一つの理由とすれば、やっぱり原則は五つから一つを選ぶということであるけれども、やはり数の余計なものとならないものと比較するならば、公募するという前提からすると、やっぱり圧倒的に余計だというのはウエートが高い。そしてまた、その中においてやはり胎内というものを両町村の人が一番余計選んでいると、両町村ともトップの選定が漢字の胎内だということであります。やはりそういうことからすると、大勢の住民の意思がそこにあるのだから、いろいろと言いつ分はあるでしょうけれども、ここに帰結をすることの方がいいのではないかなということで、同じ認識を持ってもらうということから、印刷物でその見解をそこに申し述べてあるというふうにならず皆様方からはご理解いただきたいと思ひ、今相馬さんから言われるような趣旨等については即刻やっぱり各町村の方にも流さねばならぬことでありましようので、それであえてこの次のとき確認をするということで、今回は協議会としての合意ということにならずしてもらったところでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○相馬委員

そういったようなこと、私自身もやはり両町村にまたがる一番基本となるのはどちらも胎内川の恵み

によって発達した町村なのだとということで、極端に言えば胎内川市の方がいいかなと。だけれども、胎内川市というようなのはちょっとごろが悪いし、やっぱりそうすると胎内だなというようなことを勝手に考えていたので、両方に共通した恵み、あるいは新市の計画に水と緑というようなことからしても、胎内という言葉が一番合理的なのだろうと。ここに基準充足という説明の部分がすごくうまく表現されているので、これを中心として表現していただければ、皆さんみんな納得いくのではないかなというように気がして、勝手なことを申し上げましたが。

○議長（熊倉）

どうもありがとうございました。

それでは、いろいろとお出しいただくことについては終わったわけではありますが、その他ということで事務局何か。

○事務局（羽田野）

資料つづりのところではぐっていただいたところに中条町・黒川村合併協議会組織図がございます。これは、任意協議会と全く同じような構成になってございます。任意協議会と違うところは、合併協議会の中で会長、副会長、これは委員に含まれないということで離してございます。ただ、協議会というものは会長、副会長を含めた全体であるということでご理解をお願いしたいと思います。それと、その下の方にそれぞれの役割を載せてございます。

次のページに、これは合併協議会、それから幹事会、事務局、監査委員、その下の方に専門部会、それから分科会というものを載せてございます。この専門部会、分科会については、任意協議会とほぼ同じ形態でございます。こういう形で法定協議会の方も進めて、いろいろとやって、進めていくこととなりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（熊倉）

それでは、委員の皆様たちの方から何かこの際ご発言……はい、どうぞ。

○松浦委員

一つお願いでございますが、協議会の日程を決める際にはできる限り両町村の会議等のほかの会議等の横の連絡とり合って、日程を決めていただきたいというふうに考えるわけでございます。いろいろ両町村の会議、重要な会議もあるわけなので、そこらあたりも事務局の方で連絡とり合って、できるなら決めていただきたいというふうに考えます。その点お願いします。

○議長（熊倉）

大変ごもっともなご意見でございまして、事務局、よろしく頼みます。

ほかに、よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

それでは、いわゆる法定協議会ということになりまして、きょうこうやって第1回の協議会を開かせていただきました。今までずっと歩んでまいりました蓄積を一応確認を願うと同時に、いま一つは合併において一番柱となる基本項目について合意もしくは確認ということで、骨格が全部できたということになり得ると思います。せっかくここまで努力いただいた両町村の合併でありますので、これからもさらにまた皆様方の知恵を結集して、立派な合併に進むようご配慮、ご協力のほどお願いを申し上げたいと思います。

ご承知のように、私も会長なんていうことをさせていただいておったわけでありましてけれども、きょうが一応最後ということになりますが、今までいろいろと皆様たちからご理解、ご協力賜りましたこと、この場をかり、心から厚く御礼を申し上げ、そして今ほど申し上げました新市、胎内市が来年9月1日にめでたく誕生することをお祈りし、きょうの閉会のあいさつにかえたいというふうに思います。本当に大変ありがとうございました。